

5 消安第 2271 号

令和 5 年 7 月 12 日

食品安全委員会

委員長 山本 茂貴 殿

農林水産大臣 野村 哲郎

食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 1 項第 5 号の規定に基づき、下記事項に係る同法第 11 条第 1 項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和 28 年法律第 35 号）第 2 条第 3 項の規定に基づき次に掲げる物を飼料添加物として指定するとともに、同法第 3 条第 1 項の規定に基づき当該飼料添加物の基準及び規格を設定すること並びに当該飼料添加物を含む飼料の基準及び規格を設定すること。

2-デアミノ-2-ヒドロキシメチオニンイソプロピルエステル



2-デアミノ-2-ヒドロキシメチオニンイソプロピルエステルの飼料添加物としての指定並びに基準及び規格の設定に関する食品健康影響評価の意見聴取について

1. 経緯

2-デアミノ-2-ヒドロキシメチオニンイソプロピルエステル（以下、HMBi という。）は、既に飼料添加物として指定されている2-デアミノ-2-ヒドロキシメチオニンとイソプロパノールがエステル結合した化合物である。

本飼料添加物は、反すう動物における必須アミノ酸であるメチオニンの補給を目的とするものである。

海外においては、EU 諸国において同目的で飼料添加物として使用が認められている。

今回、食品安全委員会の意見を聴取する改正については、令和4年1月19日に農業資材審議会より適当との答申を得たところである。

2. 改正の概要

HMBi を飼料添加物として指定し、製造用原体及び製剤の成分規格及び基準等を設定する。また、本飼料添加物を含む飼料の基準及び規格等を設定する。

なお、本飼料添加物の用途は、飼料の栄養成分その他の有効成分の補給であり、対象家畜については要望者より試験データの提出があった牛とする。

3. 今後の方針

食品安全委員会からの本飼料添加物の指定等に係る食品健康影響評価の結果を得た後、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令等の改正の手続を進める。